

パラグアイの貿易・投資制度  
外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用

2022年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブエノスアイレス事務所

ビジネス展開・人材支援部

## 〈目次〉

1. 根拠法.....	1
2. 外国人の就労.....	1
3. 一時的または永続的な居住.....	1
4. 現地人の雇用義務.....	2
5. 労働者の税負担.....	3

## パラグアイにおける外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用

### 1. 根拠法

- ・ 移民法（法律 978/1996 号、法律 978/1996 号を修正した法律 3,958/2009 号）、移民法施行規則（政令 18,295/1997 号）
- ・ 労働法（法律 213/1993 号）
- ・ 税制近代化および簡素化に関する法律（法律 6,380/2019 号）

### 2. 外国人の就労

移民法（法律 978/1996 号）は原則として、すべての外国人があらゆる種類の商業、工業、サービス活動を行うため、または、あらゆる種類の自営業や従属労働に従事するためには、一時的または永住権を申請し、取得しなければならないと定めている（同法第 62、63、67 条）。

さらに、移民法は、すべての外国人が現地企業の取締役、管理者、経営者、管財人の地位に就くためには、一時的または永住権を申請し、取得しなければならないと定めている（同法第 25 条）。

同様に税法上は、外国人がパラグアイ企業の法定代理人に任命されるためには、永住権または一時的な居住権とパラグアイの身分証明書が必要であると定めている。（国税局決議第 77/2016 号）。

### 3. 一時的または永続的な居住

一時的な居住ビザ、永住ビザの取得に際しては移民局に申請する。移民局は、パラグアイにおける一時的または永続的な居住を管轄する機関。一時的な居住ビザの有効期間は 1 年間で、最大 5 回まで。パラグアイへの滞在歴がなくても永住ビザを取得することができる。

一時的な居住権、永住権の取得には以下の書類の提出が必要。

#### (1) 日本から持参する書類（アポステイーユが必要）

- ・ 戸籍謄本
- ・ 無犯罪証明書

#### (2) 現地で用意する書類

- ・ パスポート写し
- ・ 外国人のためのパラグアイ国内での犯罪経歴証明書（国家警察情報技術部にて手続き）
- ・ 生活・住居証明書（居住地を管轄する警察署にて手続き）

- ・ 健康証明書（保健省が認可した医師が発行したもの）
- ・ 公証人の面前で行うパラグアイの法律を遵守していることについての宣誓供述
- ・ 経済的な支払い能力（国内の金融機関が発行する、5,000 米ドル以上を保有していることの証明、または現地企業との間に雇用契約があること）
- ・ 国家刑事警察機構証明書（国家刑事警察機構パラグアイ事務所が発行）

居住権の取得には約 6 カ月を要する。居住権を取得後、国家警察の身分証明局においてパラグアイ国民の身分証明書を申請する必要がある。取得には 15 日から 30 日を要する。

#### 4. 現地人の雇用義務

労働法第 3 条は、国民と外国人労働者の権利と義務は、いかなる差別もなく平等であるという原則を定めている。ただし、河川・海洋航行法（法律 476/1957 号）は、パラグアイ船籍の船舶は、50%以上のパラグアイ人船員を確保しなければならないと定めている。これは、パラグアイ人労働者の雇用を優先する義務を定めた唯一の規定である。

#### 労働法の概要

契約書	雇用契約は書面でなければならず、労働省に登録されていなければならない。
最低賃金	最低賃金の支払いは義務である。
最低賃金の調整方法	年 1 回（7 月）、過去 12 カ月間の消費者物価指数に基づき調整。
労働者の登録義務	雇用主は、労働省と社会保険庁（IPS）への労働者登録の義務を負う。
社会保障費	雇用主負担率：16.50%（年金保険料として） 労働者負担率：9%（医療保険として）
労働時間	日中：8 時間/日、48 時間/週。 夜勤：7 時間/日、42 時間/週。
残業時間	日中時間帯（午前 6 時～午後 8 時）：残業代として 5 割増し支給。 夜間（20 時～翌朝 6 時）および休日：100% 残業代として 10 割増し支給。
賞与	労働者の年間総収入の 12 分の 1（年 1 回、毎年 12 月に支給）。
家族手当	子供（18 歳まで）1 人につき最低賃金の 5%。
有給休暇	同一勤務先で 1 年間継続勤務した場合に付

	与。 勤続 1～5 年：12 日 勤続 6～10 年：18 日 勤続 10 年超：30 日
特別な雇用の安定条項（労働法）	同じ雇用主のもとで 10 年以上継続雇用された労働者の解雇には条件が付される。
解雇補償金	解雇に正当な理由がある場合はそれを証明し、補償金を支払わない。 勤続 10 年未満：勤続年数 1 年につき給与 15 日分の補償金。解雇の許可は必要ない。 勤続 10 年以上：勤続年数 1 年につき給与 30 日分の補償金。「特別な雇用の安定」の権利を有する労働者のため、解雇には労働裁判官の認可が必要。
解雇予告	勤続期間に応じて解雇の事前予告が必要。ただし解雇予告の欠如を金銭で補償することは可能。 勤続 0～1 年：30 日前 勤続 1～5 年：45 日前 勤続 5 年～10 年：60 日前 勤続 10 年超：90 日前

## 5. 労働者の税負担

### (1) 管理職

労働法の適用を受けない社長、取締役、管理職、経営者、管財人などの管理職の地位にある国民または外国人労働者は以下の通り。

- ・ 納税者番号（RUC : Registro Único de Contribuyente）を取得。
- ・ 国内で受け取る手数料や報酬を会社に請求。
- ・ 受け取った謝礼金または報酬を毎月毎月の宣誓供述し、付加価値税（10%）を納付する。
- ・ 純所得に対する個人所得税（10%）を毎年宣誓供述し納付する。

### (2) 被雇用者

雇用主との間に雇用関係があり、労働法の適用を受ける国民または外国人労働者は、個人所得税のみを納付する。

(3) 個人事業主

個人で自由な職業活動に従事する国民または外国人（医師、エンジニア、建築家など）には、管理職と同じ税負担が課される。

以上

#### 【本レポートの利用についての注意・免責条項】

本資料はジェトロ中小企業海外展開支援プラットフォーム事業の一環としてIshida & Ascociates, Law Firmに委託して作成したものです。2022年1月までに入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって内容が変わる場合があります。掲載内容について、一般的な情報や解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本資料は参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本資料にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロ、Ishida & Ascociates, Law Firmは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロ、Ishida & Ascociates, Law Firmが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。また、関連する法令等の厳密な解釈等についてはパラグアイの関連省庁および法律事務所等にもご確認いただくことをお勧めします。

本レポートに関するお問い合わせ先：

ジェトロ・ブエノスアイレス事務所  
E-mail : [infobuenosaires@jetro.go.jp](mailto:infobuenosaires@jetro.go.jp)

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課  
E-mail : [BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

**JETRO**